東葛総合法律事務所・事務所だより　第69号

カッとび

No.40

2020年
新春号

http://tokatsu-law.com/

ネズミ目テンジクネズミ科　鬼天竺鼠（オニテンジクネズミ）（カピバラ）　撮影：事務局　田丸

ごあいさつ

2019年は、台風や豪雨などの自然災害で多くの方が被災し、災害の悲惨さとライフラインの脆さを考えさせられる1年となりました。

一方で政治についてみると、7月の参院選では、いわゆる改憲勢力による3分の2の議席の取得はかろうじて阻止されたものの、情勢次第では憲法改正の発議がされてしまう危険な状態にあり、現在も自民党は改憲への動きを強めています。

憲法は、国民の権利や自由が時の権力者に不当に侵害されない為の根本法です。しかし、現在の改憲の動きは、侵害しかねない権力者が都合よい内容に変えようとするものですから、認めるわけにはいきません。

私たちは、平和主義と民主主義を貫く憲法を発展させることこそが大切であると思います。

皆さま、本年もよろしくお願いいたします。

東葛総合法律事務所

代表　弁護士　蒲田孝代
弁護士　福富美穂子
弁護士　齋藤雅子
弁護士　宗みなえ
弁護士　萩原得誉
弁護士　長浜有平
弁護士　藤吉彬
弁護士　小川款
事務局長　冨田常雄

事務局員一同

発　行／東葛総合法律事務所　編集責任者／宗　みなえ
〒271-0092　千葉県松戸市松戸1281-29　松戸東洋ビル5階　電話 047-367-1313（代）　FAX 047-367-1319

シリーズ No.14
憲法を考える

表現の自由を考える「表現の不自由展・その後」から

昨年、あいちトリエンナーレ2019の企画の1つ、「表現の不自由展・その後」（以下「不自由展」）が中止に追い込まれるという事態が生じました。不自由展に平和の少女像・昭和天皇を扱った映像作品が含まれていたことにテロ予告や脅迫が相次ぎ、開始から3日間で中止に追い込まれたのです。終盤約1週間は再開に至ったものの、観覧人数等は限定されました。

不自由展は、それ以前に他の場で展示不許可になった作品を、展示不許可になった理由とともに展示する企画でした。それが今回中止に追い込まれたことで、皮肉にも、表現の自由の危機的状況が鮮明となりました。

なぜ「表現の自由は重要」なのか

表現の自由は重要だと言われますが、それには主に2つの理由があります。

（1）多様な意見・議論が民主主義の大前提である

民主主義は、単なる多数決ではありません。人は、自分と違う立場には考えが及ばなくなりがちですから、様々な立場の視点・意見を踏まえ、よりよい「妥協」を追求することが重要です。

しかし、特定の表現内容を問題視して封殺すれば、為政者に都合の良い意見しか出てこなくなり、民主主義の前提を失います。

（2）様々な考えに触れることにより人は人格を形成する

個人が幸福を追求していくためにも、表現の自由は不可欠です。家族や友人の言葉、本や映画のワンシーン、芸術作品が心を揺り動かし、自分を見つめ直すきっかけになったことは、誰しも経験があるのではないでしょうか。

しかし、特定の表現が制約され特定の表現が推奨されれば、多様な考えに触れる機会を奪うことになります。人が様々な考えに触れ、人格を形成していくためには、表現の自由が保障されていなければなりません。

不自由展に反対する主な論調

不自由展に反対する主な論調は

①人を不快にさせるものは表現ではない
②芸術と政治は切り離すべき
③公金を使って開催すべきでないというものです。

しかし、人によっては不快と受け止める内容や政治的な意味が含まれるものだからこそ、芸術を通じて議論のきっかけにすることは重要ではないでしょうか。かの有名な「ゲルニカ」は人を重苦しい気持ちにさせるものであっても、その強い反戦のメッセージは、多くの人に受け入れられているのではないでしょうか。

また、そもそもある内容が人を不快にさせるのか、政治的なのか、公金を使うのにふさわしいのか、誰が判断するのでしょうか。国民の目に触れないまま判断されれば、それが正しいのかどうか議論すらできないのです。

まずは表現を認めてそこから議論すべきであり、また、公権力には自由な表現の場を確保すべき役割があるのです。

表現の自由を奪うのは誰？

表現の自由を守るために

今回の問題は、過度に政権に忖

まことのつぶやき

弁護士 小川（おがわ） 款（まこと）

待望のつぶやきシリーズ第2弾です。

前回は、2017年夏号の森友学園や加計学園問題についてのつぶやきでした。結局、これらの問題については記録が改ざんされるなどして、真相の解明には至らず、誰も責任をとらずに現在に至っています。

昨今は桜を見る会や前日の夕食会が大きな問題となっています。首相事務所が主催する夕食会が政治資金規正法違反ではないかとの問題や、税金を使って開催される桜を見る会に自らの支援者を呼ぶことの問題性が焦点となっています。

しかし、桜を見る会の与党推薦枠の招待者のリストは破棄され、夕食会については不自然な説明ばかりが飛び交い、またもや真相解明には至らないのではないでしょうか。

結局、どちらの問題も、記録が存在しない（破棄した）ために、検証ができないということが大きな問題の一つだと感じます。お金の問題は権力の腐敗を端的に示すものであり、検証できない状態にすること自体が問題なのです。我々国民が、常に目を光らせて、権力者を監視していき、選挙においてきちんと責任追及を行いましょう。

度し、その意向にそぐわないものを排除する風潮を象徴するものです。全体主義への第一歩であり、強い危機感を覚えます。表現の自由を守るためには、1人ひとりがこの現状にノーの声を上げる必要があります。

一方で、私たちの表現の自由を尊重すべきということは、自分の考え方と違う表現も尊重し、耳を傾けて議論していく必要があることを意味します。人々が分断され、余裕が失われていく今日、表現の自由を守る覚悟が試されています。

（本文・イラスト／当事務所憲法委員会）

法律クイズ Q 保証人

知っているようで知らない保証人のあれこれ。皆さんはわかりますか？
○×で答えてくださいね。

第1問

2020年4月1日、息子が就職する際、父親が身元保証人となったが、息子は300万円を横領！身元保証書には「息子が会社に損害を与えた時は連帯して賠償します。」との記載が。**父親は会社に300万円弁償しなければならない。**

第2問

2020年4月1日、友人が銀行から事業資金を借りる際、頼まれて軽い気持ちで保証人欄に判子をついてしまった。その後、その友人は事業資金を返済出来なくなった。**保証人は友人のかわりに借金を返さなくてはならない。**

回答編は
4面にあります

弁護士 宗

法律相談

受付時間のご案内

平日 9:30～18:00
土 9:30～12:30
相談料（1時間以内）
5,500円（税込）

主な取扱い業務

離婚・相続・後見
債務整理・交通事故
労働問題・刑事事件
不動産に関する問題
請負など

相談予約電話 **047-367-1313**

東葛総合法律事務所

法律クイズ A

保証人

では、答え合わせです。

第1問 ×

2020年4月より、「保証」に関わる民法の規定が大きく変わります。「個人保証人の保護強化」を目的に、極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約※は無効となります。入社時の身元保証契約は、従業員が会社に損害を与えた場合に本人と連帯してその賠償を行うという契約（連帯保証）なので、賠償の極度額を定めておかねばならないことになります。

※根保証：将来発生する不特定の債務（金額が定まっていない）の保証。

第2問 ×

2020年4月より、事業用融資の保証人になる場合、保証契約の前に公証役場に赴き、公証人に保証の意思が本当にあるのか確認してもらい、公正証書を作成する手続が必要になります。この公正証書による保証意思確認の手続を経ていない保証契約は無効となります。ただし、その事業と関係が深い人（共同事業者、専従配偶者等）が保証人となる場合には公証役場での手続は不要なので注意が必要です。

いかがでしたか？

弁護士　福富

私のゆかりの地

シリーズ 第7回

中国山地のふもとにある田舎

弁護士
蒲田　孝代

お酒の街「西条」から車で1時間、中国山地の麓にある高原が私のゆかりの地です。12歳まで過ごしました。小さな村ですが、私が幼い頃はまだ活気がありました。今は子どもの姿は無く、空き家も多く、70歳以上のご夫婦や単身の高齢の方だけの集落となっていますし、1時間以上もかけて通学していた木造の小学校はすでに廃校となっています。

今はすっかり開けた県道となっていますが、当時は樹木に覆われた暗い道でしたので、毎日遊びながら帰宅する私は、この暗い道を1人で通るのがとても怖かったことを思い出します。高学年になると、喧嘩もしました。意地悪もしました。かわいい生徒ではなかったような……。すでに誰も住まなくなってしまった実家に帰ると、この頃の古き良き時代の悪ガキたちと、酒を酌み交わしながら思い出話しに花を咲かせます。最高のひとときです。

田舎の原風景

東葛総合法律事務所

友の会コーナー

友の会は年に2回「ためになる講座」を開催しており、昨年10月には、江東区夢の島にある第五福竜丸展示記念館を見学しました。（写真）

また、今年2月8日には、講師に渡辺雅之先生（大東文化大学教授）をお招きし、小中学校で実施されている「道徳の教科化」のねらいや、学校での実情について講演していただきます。道徳が教科化された背景には、政権の意向が大きく影響しており、憲法や民主主義を脅かす問題も隠れています。是非ご参加ください。

（担当・村山）

第五福竜丸見学ツアー

編集後記

表紙写真に使うカピバラ（世界最大のネズミです。）を撮るため、市川市動植物園に田丸事務局が行ってくれました。

＊

現在「表現の自由」が危機的状況となっています。表現の自由は民主主義や人間の尊厳の源です。私たちの表現の自由を護りましょう。

（SO）